

医療措置協定に関する 医療機関向け説明資料

令和5年12月20日

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課

医療・検査体制対策室

主な説明内容

- はじめに
コロナ対応を踏まえた感染症法改正 予防計画での数値目標設定と関係機関との協定締結
- 感染症法に基づく医療措置協定について
目的、協定締結の基本的な考え方、協定内容、第1種・第2種協定指定医療機関への指定
- 新興感染症発生からの一連の対応（イメージ）
発生早期、流行初期、流行初期以降 各フェイズにおける対応医療機関
- 協定締結医療機関への財政支援
平時、有事、流行初期医療確保措置
- 協定書案の内容
条文
- 今後のスケジュール
今後の協定締結の進め方、特にご確認いただきたい事項

1.はじめに

コロナ対応を踏まえた感染症法の改正（令和4年12月）

新型コロナへの対応を踏まえ、次の感染症危機に備えるため、**平時から都道府県と医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所）が協定を締結し、有事の際に円滑に医療等の提供ができる体制を事前に確保する仕組みが法定化された。**

予防計画での数値目標設定と関係機関との協定締結

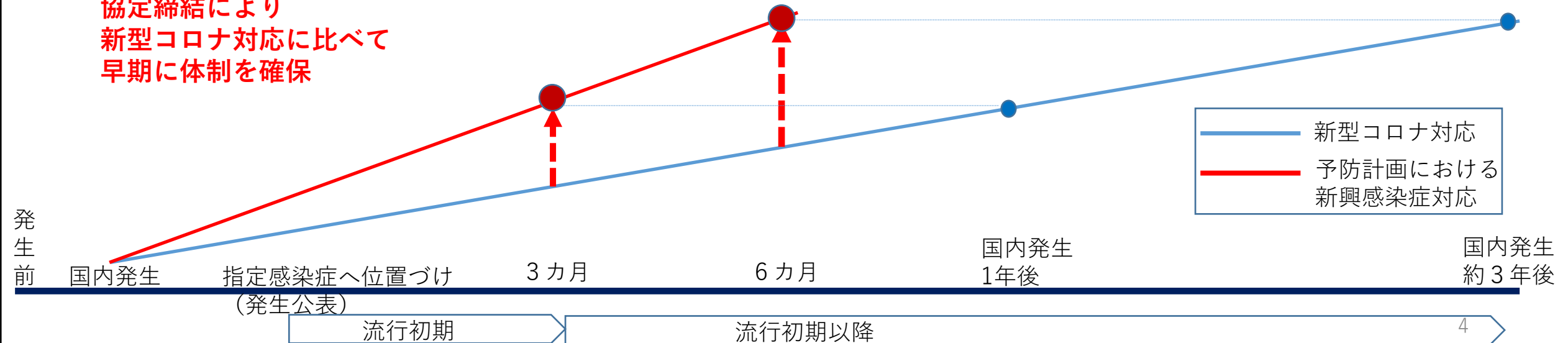
- ①都道府県の予防計画に新興感染症発生時の医療提供体制等に関する**数値目標**を設定
- ②予防計画に沿って必要な体制等を迅速・適確に確保するため、平時に関係機関と**協定締結**

数値目標に関する国の考え方

～流行の段階に分けて目標数値を設定～

- ①発生前 : **平時での対応状況**の目標を設定
【設定項目】 個人防護具の備蓄、訓練・研修
- ②流行初期（発生の公表から3カ月） : **新型コロナ発生1年後（令和2年冬）の感染規模に対応できる体制を想定**して目標を設定
【設定項目】 病床、発熱外来、検査体制、宿泊療養体制、保健所体制
- ③流行初期以降（発生の公表から6カ月までに） : **新型コロナ対応で確保した最大の体制を想定**して目標を設定
【設定項目】 病床、発熱外来、自宅療養者等への医療、後方支援、人材派遣体制、検査体制、宿泊療養体制

協定締結により
新型コロナ対応に比べて
早期に体制を確保



【参考】次期予防計画（R6.4～）における数値目標案（抜粋）

目標設定の考え方

流行初期（発生公表後、3カ月間程度）

→ 新型コロナ発生約1年後（令和2年冬）の感染規模に対応できる体制を確保

流行初期以降

→ 新型コロナ対応で確保した最大の体制を確保

流行初期

流行初期以降

流行初期

流行初期以降

数値目標① 検査の実施能力及び地方衛生研究所における検査機器の数

検査実施能力	流行初期	流行初期以降
検査実施能力	1,207件/日	9,200件/日
（ 県保健環境研究所	960件/日	960件/日
岐阜市衛生試験所	120件/日	120件/日
医療機関、民間検査機関	127件/日	8,120件/日

数値目標② 協定締結医療機関（入院）における確保病床数

確保病床	流行初期	流行初期以降
確保病床	460床	852床
（ 重症者用病床	22床	29床

数値目標③ 協定締結医療機関（特別な配慮が必要な患者の入院に対応可能）の確保数

	流行初期	流行初期以降
精神疾患を有する患者	4機関	5機関
妊産婦	9機関	10機関
小児	12機関	15機関
障がい児者	9機関	11機関
がん患者	16機関	21機関
透析患者	9機関	9機関

数値目標④ 協定締結医療機関（発熱外来）の確保数

医療機関（発熱外来）	流行初期	流行初期以降
医療機関（発熱外来）	61機関	838機関

数値目標⑤ 協定締結医療機関（自宅療養者等への医療の提供）の確保数

医療機関（病院・診療所）	流行初期	流行初期以降
医療機関（病院・診療所）	—	545機関
（ 自宅療養者対応可	—	545機関
宿泊療養者対応可	—	373機関
高齢者施設対応可	—	93機関
障がい者施設対応可	—	93機関
訪問看護事業所	—	51箇所
薬局	—	366箇所

数値目標⑥ 協定締結医療機関（後方支援）の確保数

医療機関（後方支援）	流行初期	流行初期以降
医療機関（後方支援）	—	30機関

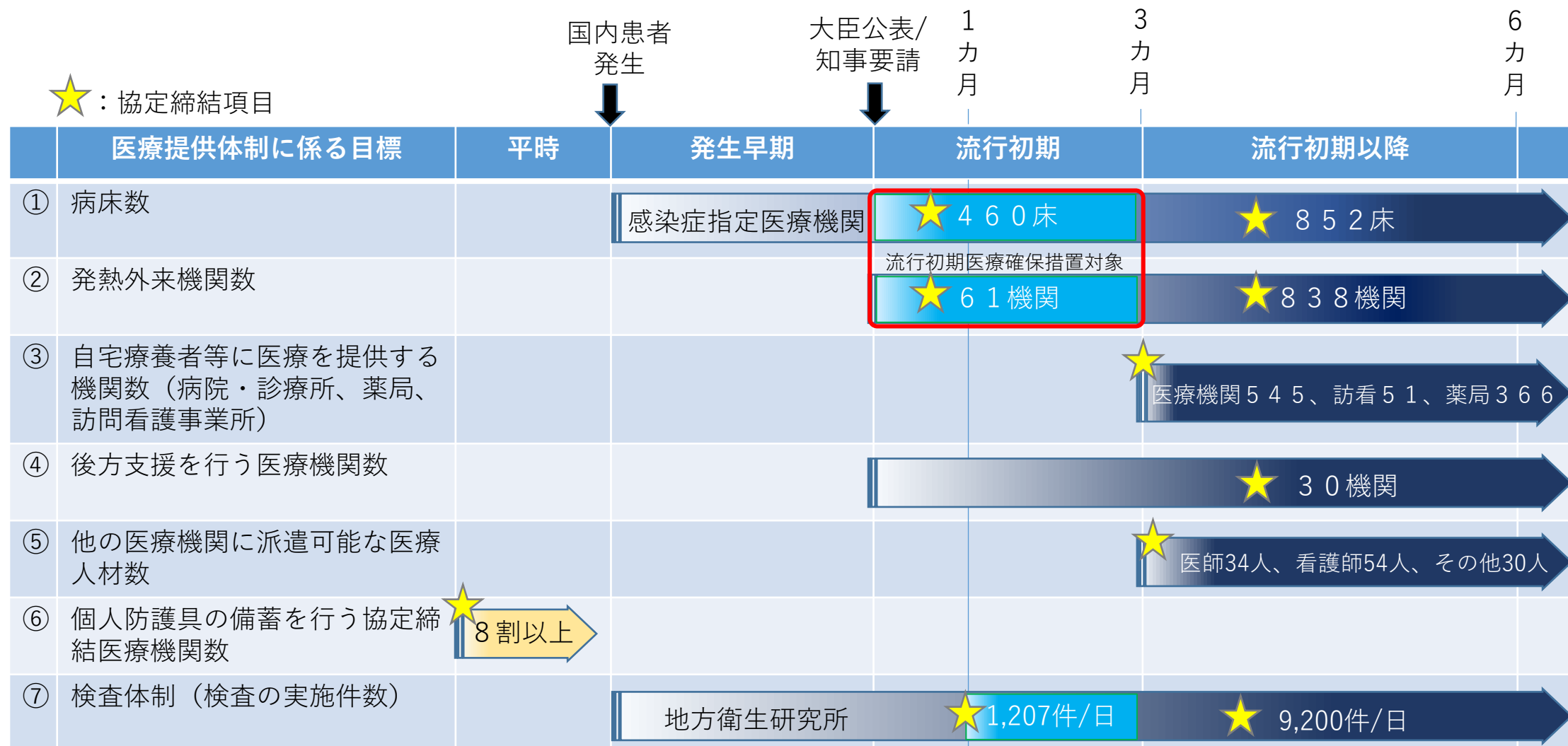
数値目標⑦ 協定締結医療機関（人材派遣）における派遣人材の確保人数

	流行初期	流行初期以降
医師	—	34人
看護師	—	54人
その他（調整員等）	—	30人

数値目標⑧ 個人防護具を2カ月分以上備蓄している協定締結医療機関の割合

	流行初期	流行初期以降
病院	—	8割
診療所	—	8割
訪問看護事業所	—	8割

次期予防計画の数値目標案と協定締結の関係（イメージ）



2. 感染症法に基づく医療措置協定について

目的

新興感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症）の発生・まん延時に、県からの要請により医療機関が協定に基づく措置を講ずることで、必要な医療提供体制を迅速かつ適確に確保すること。

感染症法

（医療機関の協定の締結等）

第三十六条の三 **都道府県知事は**、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、当該都道府県知事が管轄する区域内にある**医療機関の管理者と協議**し、合意が成立したときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「**医療措置協定**」という。）を**締結するものとする**。

感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針

一類感染症又は二類感染症が集団発生した場合や新型インフルエンザ等感染症の汎流行時には、一般の医療機関に緊急避難的にこれらの患者を入院させることがあるため、都道府県等においては、そのために必要な対応についてあらかじめ定めておくことが重要である。**特に、全国的かつ急速なまん延が想定される新興感染症**については、入院患者数及び外来受診者の急増が想定されることから、平時から、法に基づき締結する**医療措置協定等により**、当該感染症の患者の**入院体制及び外来体制**や、当該感染症の**後方支援体制を迅速に確保**できるようにしておくことが適当である。

協定締結の基本的な考え方

対象となる医療機関の種類	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所
締結主体	県（知事）と各医療機関の管理者（法人の代表でなく施設管理者）との間で締結
協議対象	新型コロナに対応していただいた全ての医療機関及び意向調査において協定締結の意向を回答いただいた全ての医療機関
協定内容	新型コロナと同等の感染拡大への対応を想定し、 コロナ対応最大実績 を踏まえた内容の協定締結を各医療機関と協議
柔軟な対応	新たに発生した感染症の特性に合わせて、 実際の状況に応じた柔軟な対応（段階的な要請、事前の想定と大きく異なる場合は協定内容の見直しなど） を行うことを前提に締結
締結時期	令和6年3月末までに 大半の医療機関との締結を目指す。（遅くとも、 令和6年9月末までに 医療提供体制の確保に必要な協定の締結を完了する。）
締結方法	非常に多数の医療機関との協定締結が見込まれることから、 協定締結手続きは、メールやWEBフォームにより実施

医療措置協定の内容

対象機関	協定の内容
病院・診療所	<ul style="list-style-type: none">○病床の確保（流行初期・流行初期以降に区分）○発熱外来の実施（流行初期・流行初期以降に区分）○自宅療養者等への医療提供○後方支援○人材派遣
薬局	<ul style="list-style-type: none">○自宅療養者等への医療提供
訪問看護事業所	<ul style="list-style-type: none">○自宅療養者等への医療提供
共通	<ul style="list-style-type: none">○個人防護具の備蓄（平時）○年1回以上の研修・訓練等の実施や参加（平時）※措置に要する費用の負担※協定に違反した場合の措置等※協定の有効期間（令和9年3月末まで、以後3年ごとに自動更新）

【平事の対応】

- 1 個人防護具の備蓄
- 2 研修・点検の実施や訓練への参加
- 3 平時の準備状況の報告

【有事の流れ】

- 1 厚生労働大臣による新興感染症発生の公表
- 2 協定に基づく知事から医療機関への要請
- 3 医療機関において医療措置を実施（G-MIS等で報告）

協定を履行できない「正当な理由」について

感染症法

第三十六条の四（抜粋）

都道府県知事は、公的医療機関の管理者が、**正当な理由**なく、次に掲げる措置を講じていないと認めるときは、当該管理者に対し、当該措置をとるべきことを指示することができる。

2 都道府県知事は、医療機関（公的医療機関等を除く。）の管理者が、**正当な理由**なく、次に掲げる措置を講じていないと認めるときは、当該管理者に対し、当該措置をとるべきことを勧告することができる。

協定を履行できない「正当な理由」について

感染状況や医療機関の実情に即した個別具体の判断が必要となるが、

- 病院内での感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している場合**
- ウイルスの性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なり、患者一人あたりに必要となる人員が異なる場合**
- 感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している場合 等**

協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることをやむを得ないと判断できる場合は、協定の履行ができなくても「正当な理由」に当たる。

このほか、国は、県や医療機関からの情報が蓄積され次第、都度、協定が履行できない「正当な理由」の範囲について、不公平にならないよう、できる限り具体的に示すとしている。

【参考】 第1種・第2種協定指定医療機関への指定について

医療措置協定を締結した医療機関のうち、**病床、発熱外来、自宅療養者等への医療提供**に関する協定を締結した医療機関については、協定の締結にあわせて改正感染症法に基づく「**第1種協定指定医療機関**」・「**第2種協定指定医療機関**」として県が指定する。

 第1種協定指定医療機関：入院医療

 第2種協定指定医療機関：発熱外来、自宅療養者等への医療提供

	協定の内容					
	入院	発熱外来	自宅療養者等への医療提供	後方支援	人材派遣	個人防護具
病院・有床診療所	○	○	○	○	○	○
無床診療所		○	○			○
薬局			○			○
訪問看護事業所			○			○

【参考】第一種、第二種協定指定医療機関の指定要件

第1種協定指定医療機関（病床確保）の基準

- ①当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。
- ②患者等がお互いに可能な限り接触することがなく、診察することができること等の院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能であること。
- ③新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っていると認められること。

第2種協定指定医療機関（発熱外来）の基準

- ①当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。
- ②受診する者同士が可能な限り接触することがなく、診察することができること等の院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能であること。
- ③新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外来医療を提供する体制が整っていると認められること。

第2種協定指定医療機関（自宅療養者等への医療提供）の基準

病院・診療所	薬局	訪問看護事業所
①当該医療機関等に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。		
②新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、 <u>オンライン診療、電話診療、往診その他、自宅・宿泊療養者・高齢者施設での療養者等に対する医療を提供する体制が整っていると認められること。</u>	②新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、 <u>発熱患者等の医薬品等対応（調剤・医薬品等交付、服薬指導等）を行う体制が整っていると認められること。</u>	②新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、 <u>自宅・宿泊療養者・高齢者施設での療養者等に対する医療として訪問看護を行う体制が整っていると認められること。</u>

【参考】感染症の種類ごとの対応医療機関（令和6年4月1日以降）

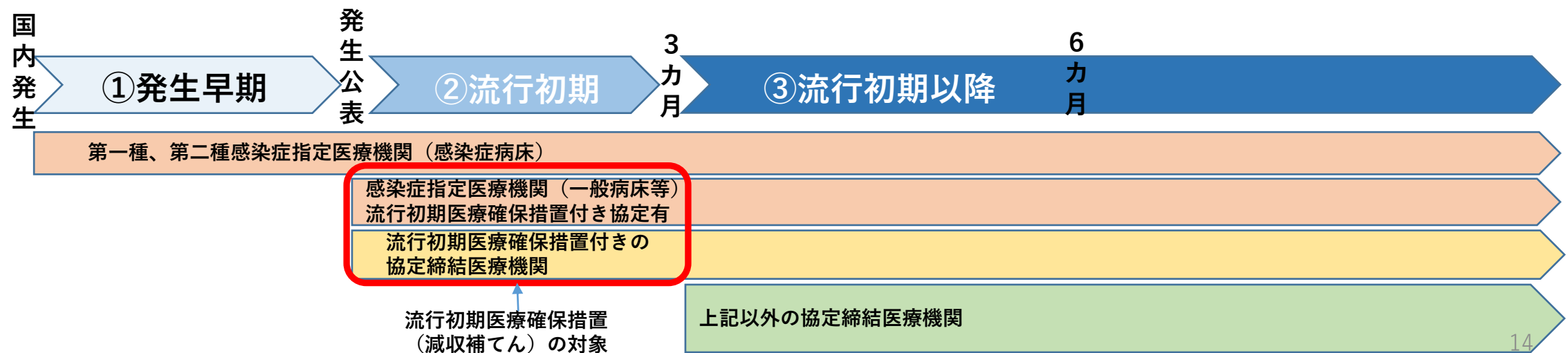
	現行の類型			R6.4.1から追加される類型		一般医療機関
	特定感染症 指定医療機関	第1種感染症 指定医療機関	第2種感染症 指定医療機関	第1種協定 指定医療機関	第2種協定 指定医療機関	
設置基準等	全国で数か所	都道府県に1つ	2次医療圏に1つ	新型コロナ対応の最大規模（目安）		—
県内指定	なし	1病院・2床	5病院・28床			
概要	いかなる場合でも万全の対応	主に一類感染症患者の入院医療	主に二類感染症、 新型インフルエンザ等感染症患者の入院医療	協定に基づき 新興感染症発生・ まん延時の入院医療	協定に基づき新興感 染症発生・まん延時 の発熱外来・自宅療 養者等への医療提供	—
対応する感染症	一類感染症	○	○			
	二類感染症 ※1	○	○	○		
	三類～五類感染症					○
	新興感染症					
	新型インフルエンザ等感染症	○	○	○	○	
	指定感染症※2		※2	※2	○	
	新感染症	○		○	○	

※1 二類感染症のうち、結核については原則として医療法上の**結核病床**（5病院・89床）に入院

※2 指定感染症については、指定時に一類～三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のいずれかに準じた措置を講ずることを決定

3.新興感染症発生からの一連の対応（イメージ）

フェーズ	対応
①発生早期 (厚労大臣による発生の公表前まで)	第一種、第二種感染症指定医療機関の 感染症病床 を中心に対応
②流行初期 (発生の公表後～3カ月まで)	上記の 感染症指定医療機関 は、 流行初期医療確保措置付きの協定に基づく対応（一般病床、結核病床）も含め 、引き続き対応 上記以外の 流行初期医療確保措置付きの協定締結医療機関 も、都道府県の判断（要請）を契機として対応
③流行初期以降 (発生の公表後3カ月～) (発生の公表後6カ月程度)	上記以外の協定締結医療機関のうち、 公的医療機関等（対応可能な民間医療機関も含む） も対応 全ての協定締結医療機関 での対応を目指す



※発生公表後6カ月程度までに、全ての協定締結医療機関での対応を目指す

4.協定締結医療機関への財政支援

平時

- 協定締結医療機関が、感染症対応力を強化するために実施する施設・設備整備への支援
 - ・簡易陰圧装置等の感染症対応に使用する設備や個人防護具の保管庫等の整備に対する補助を検討中
- 診療報酬
 - ・協定の締結を行う医療機関・薬局・訪問看護事業所における感染対策について、中央社会保険医療協議会において検討中
- 感染症対応人材の確保・育成
 - ・厚生労働省の院内感染対策講習会事業のほか、国において医療従事者等に対する研修等の支援の在り方を検討中
- 独立行政法人福祉医療機構による優遇融資
 - ・福祉医療機構（WAM）の医療貸付において、感染症対策を伴う施設整備を行う医療施設等に対し、融資率等を優遇する融資を実施中（取扱期間:2030年3月31日まで）

4.協定締結医療機関への財政支援

有事

○流行初期医療確保措置・・・詳細次項

- ・流行初期から一定規模以上の病床確保や発熱外来の感染症対応を行う医療機関に対して、診療報酬上乘せや補助金等が充実するまでの間、感染症発生前と同水準の収入を補償（公費・保険財源で減収分を補てん）

○補助金の拡充

○診療報酬の特例措置

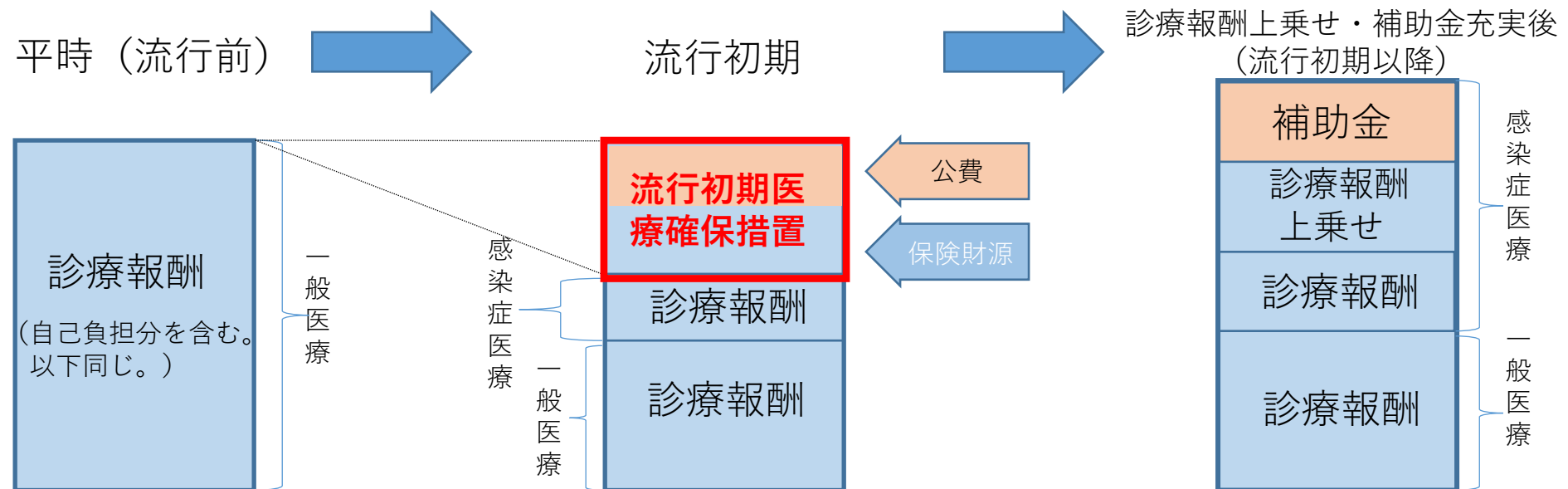
実際の感染症発生時に、感染状況や感染症の特性を踏まえて国が定める

【参考】医療措置協定案（措置に要する費用の負担）

第5条 第3条に基づく措置に要する費用については、都道府県の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

流行初期医療確保措置 概要

- ・国及び県は、**流行初期（発生の公表後3カ月まで）**に**一定規模以上の病床確保等を行う医療機関**に対して、公費と保険者の負担により一般医療の制限に伴う減収分を補てんする「**流行初期医療確保措置**」を実施
 - ①**県の基準（次項）**を満たす形で、流行初期における**一定規模以上の医療提供（病床確保・発熱外来）**について協定を締結
 - ②流行初期に**県の要請に基づき医療提供を行った月の診療報酬収入額**が、新興感染症発生・まん延前の同月を下回った場合、**差額について減収補てん**
(病床確保を行う医療機関は外来を含めた診療報酬全体を勘案、発熱外来のみを行う医療機関は外来分の診療報酬を勘案)



流行初期医療確保措置に係る基準（案）

国の参酌基準（感染症法施行規則）を参酌し、都道府県知事が流行初期医療確保措置の基準を設定

病床確保

- ①発生の公表後、知事の要請後**原則 1 週間以内**に措置を実施すること。
- ②感染症発生・まん延時に入院患者を受け入れる病床（感染症病床を除く）を**20床以上**確保し継続して対応できること。
- ③病床の確保に当たり影響が生じ得る一般患者への対応について、**後方支援を行う医療機関との連携**を含め、あらかじめ確認を行うこと。

発熱外来

- ①発生の公表後、知事の要請後**原則 1 週間以内**に措置を実施すること。
- ②流行初期から、**20人以上／日**の診察を行うこと。

5.協定書案の内容

名称

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定

構成（全11条）

- 第1条 目的
- 第2条 医療措置実施の要請
- 第3条 **医療措置の内容**
- 第4条 個人防護具の備蓄
- 第5条 **措置に要する費用の負担**
- 第6条 新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等
- 第7条 協定の有効期間及び変更
- 第8条 協定の措置を講じていないと認められる場合の措置
- 第9条 協定の実施状況等の報告
- 第10条 平時における準備
- 第11条 疑義等の解決

※第3条の**医療措置の内容**や第5条の費用負担のうち**流行初期医療確保措置に係る分**については、医療機関により条文が異なる

甲：岐阜県知事、乙：医療機関の管理者

(前文)

岐阜県知事（以下「甲」という。）と〇〇医療機関 管理者（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

甲：岐阜県知事、乙：医療機関の管理者

(医療措置実施の要請)

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

甲：岐阜県知事、乙：医療機関の管理者

(医療措置の内容)

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、自宅療養者等への医療の提供及び健康観察に係る医療措置を講ずるものとする。

以下

- 一 病床の確保（患者を入院させ必要な医療を提供）
- 二 発熱外来の実施
- 三 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察
- 四 後方支援
- 五 医療人材派遣

甲：岐阜県知事、乙：医療機関の管理者

一 病床の確保（患者を入院させ必要な医療を提供）

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後の対応	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）の対応
対応の内容	<p>床（うち重症者用 床）</p> <p>うち、特に配慮が必要な患者の病床数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患を有する患者用 床 ・妊産婦用 床 ・小児用 床 ・障がい児者用 床 ・認知症患者用 床 ・がん患者用 床 ・透析患者用 床 ・外国人用 床 	<p>床（うち重症者用 床）</p> <p>うち、特に配慮が必要な患者の病床数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患を有する患者用 床 ・妊産婦用 床 ・小児用 床 ・障がい児者用 床 ・認知症患者用 床 ・がん患者用 床 ・透析患者用 床 ・外国人用 床
即応化の期間	甲からの要請後速やかに（2週間以内を目途に）即応化すること。	甲からの要請後速やかに（1週間以内を目途に）即応化すること。

※ 流行初期期間については、病床の確保に当たり影響が生じ得る一般患者への対応について、後方支援を行う医療機関との連携も含め、あらかじめ確認を行うこと。

甲：岐阜県知事、乙：医療機関の管理者

二 発熱外来の実施

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後の対応	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）の対応
対応の内容	<p>〇〇〇〇人/日</p> <p>(検査(核酸検出検査)の実施能力：</p> <p>〇〇〇〇人/日)</p>	<p>〇〇〇〇人/日</p> <p>(検査(核酸検出検査)の実施能力：</p> <p>〇〇〇〇人/日)</p>
対応の 開始時期	甲からの要請後速やかに（2週間以内を目途に）対応を開始すること。	甲からの要請後速やかに（1週間以内を目途に）対応を開始すること。

※ 検査の実施能力については、医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行うものとする。また、全国的に検査の実施環境が整備されていることを前提とする。

※ 検査の実施能力部分については、検査措置協定を兼ねる。

- ・ 普段から自院にかかっている患者（かかりつけ患者）以外の対応
- ・ 小児患者の対応

甲：岐阜県知事、乙：医療機関の管理者

三 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後の対応
対応の内容	<p>診療及び健康観察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うち電話／オンライン診療 <ul style="list-style-type: none"> 自宅療養者への対応 宿泊療養者への対応 高齢者施設への対応 障がい者施設への対応 ・うち往診等 <ul style="list-style-type: none"> 自宅療養者への対応 宿泊療養者への対応 高齢者施設への対応 障がい者施設への対応

甲：岐阜県知事、乙：医療機関の管理者

四 後方支援

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後の対応	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）の対応
対応の内容	<ul style="list-style-type: none"> 回復患者の転院受入 病床の確保の協定を締結している医療機関に代わっての一般患者の受入 	<ul style="list-style-type: none"> 主に流行初期医療確保措置の対象となる協定を締結している医療機関に代わっての一般患者の受入

甲：岐阜県知事、乙：医療機関の管理者

五 医療人材派遣

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後の対応						
対応の内容	合計						
		医師	看護師	その他			
合計	0	人		人		人	
うち県外派遣可能	0	人		人		人	
うち感染症医療担当従事者	0	人		人		人	
うち県外派遣可能	0	人		人		人	
うち感染症予防等業務関係者	0	人		人		人	
うち県外派遣可能	0	人		人		人	
合計(再掲)	0	人		人		人	
うちDMAT	0	人		人		人	
うちDPAT	0	人		人		人	
うち災害支援ナース	0	人		人		人	
その他	0	人		人		人	

※ DMAT、DPAT、災害支援ナースについては、DMAT等協定
(改正医療法第30条の12の6の規定に基づく協定)を参照。

甲：岐阜県知事、乙：医療機関の管理者

(医療措置の内容)

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、自宅療養者等への医療の提供及び健康観察に係る医療措置を講ずるものとする。

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後の対応
対応の内容	<p>服薬指導、薬剤等の配送及び健康観察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うち電話／オンライン服薬指導 <ul style="list-style-type: none"> 自宅療養者への対応 宿泊療養者への対応 高齢者施設への対応 障がい者施設への対応 ・うち訪問しての服薬指導 <ul style="list-style-type: none"> 自宅療養者への対応 宿泊療養者への対応 高齢者施設への対応 障がい者施設への対応

甲：岐阜県知事、乙：医療機関の管理者

(医療措置の内容)

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、自宅療養者等への医療の提供及び健康観察に係る医療措置を講ずるものとする。

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後の対応
対応の内容	訪問看護及び健康観察 自宅療養者への対応 宿泊療養者への対応 高齢者施設への対応 障がい者施設への対応

甲：岐阜県知事、乙：医療機関の管理者

(個人防護具の備蓄)

第4条 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、次のとおり、乙が備蓄する。

	サージカルマスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
乙における備蓄量	枚 (2 か月分)	枚 (2 か月分)	枚 (2 か月分)	枚 (2 か月分)	枚 (2 か月分) (双)

甲：岐阜県知事、乙：医療機関の管理者

(措置に要する費用の負担)

第5条 第3条に基づく措置に要する費用については、都道府県の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 甲は、第3条第1号又は第2号に掲げる措置のうち、新型インフルエンザ等感染症等の発生等の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置を講じたと認められる場合であって、乙が当該措置を講じたと認められる日の属する月の収入額が、新興感染症発生・まん延前の同月の収入額を下回った場合には、乙に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置）を行うものとする。

【流行初期医療確保措置の対象でない場合、本項を抹消、次項を繰り上げ】

3 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

甲：岐阜県知事、乙：医療機関の管理者

(新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等)

第6条 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われる前の段階から、甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

甲：岐阜県知事、乙：医療機関の管理者

(協定の有効期間及び変更)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

甲：岐阜県知事、乙：医療機関の管理者

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条及び第4条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法等に基づく措置を行うことができるものとする。

甲：岐阜県知事、乙：医療機関の管理者

(協定の実施状況等の報告)

第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（G-MIS）により報告を行うよう努める。

【第3条第1項に掲げる病床確保を行う医療機関は、「よう努める」を削除】

甲：岐阜県知事、乙：医療機関の管理者

(平時における準備)

第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新型インフルエンザ等感染症等の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

- 一 乙の医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。
- 二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の医療機関において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。
- 三 措置を講ずるに当たっての乙の医療機関における対応の流れを点検すること。

甲：岐阜県知事、乙：医療機関の管理者

(疑義等の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

甲：岐阜県知事、乙：医療機関の管理者

(その他)

この協定の締結を証するため、この協定書に甲乙両者記名の上、各自その送受信に係る電磁的記録を保有するものとする。

令和6年〇月〇日

甲 岐阜県知事 古田 肇

乙 保険医療機関番号： 2110000000

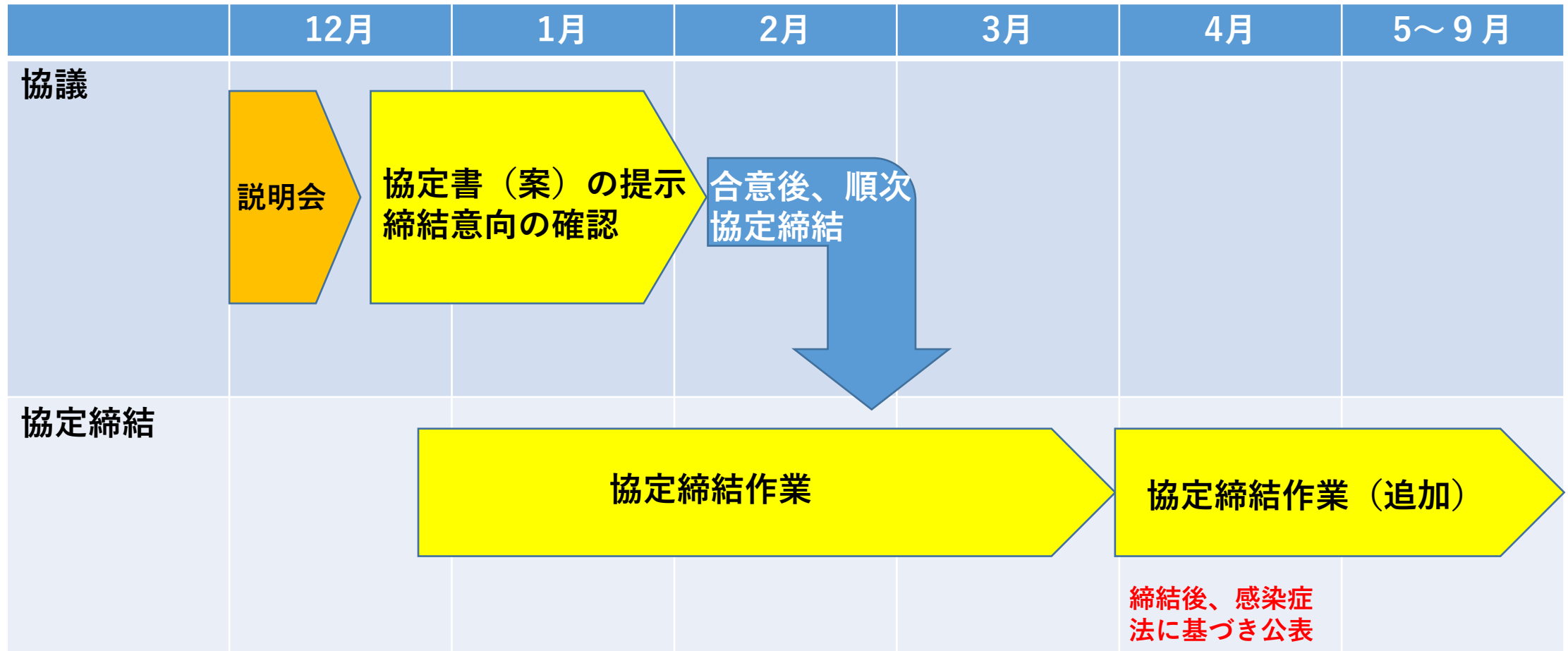
G-M I S I D： 12100000

住所： 岐阜県□□市□□□□町□丁目□番地□

医療機関名： ○○医療機関

管理者氏名： △△ △△

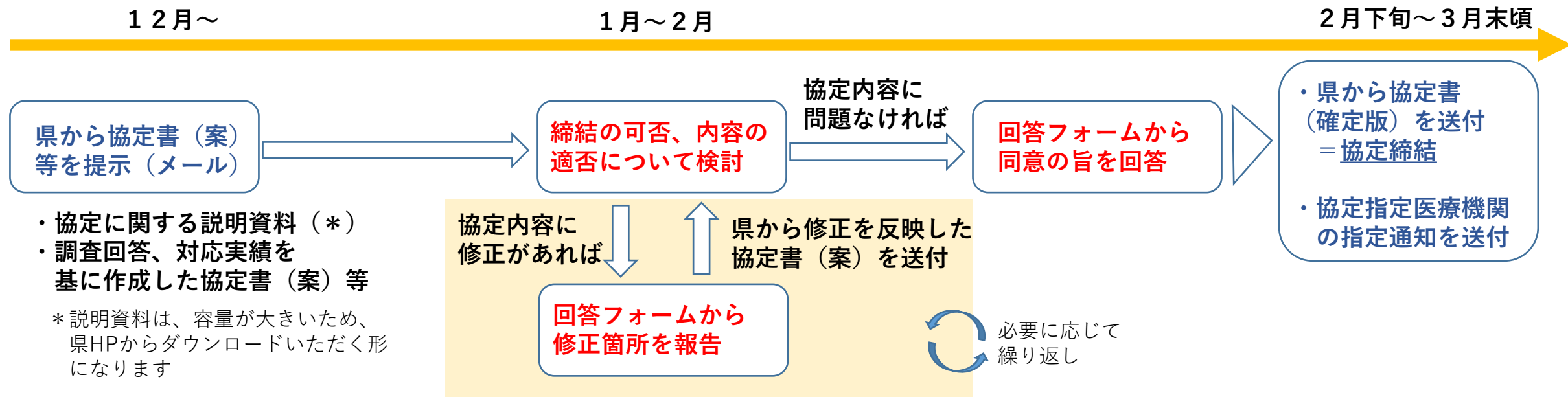
6. 今後のスケジュール



協定締結の進め方について

新型コロナ対応実績のある医療機関、実績はないが意向調査で締結可能な項目ありと回答いただいた医療機関

感染症法に基づく「協議」として、**新型コロナの対応実績及び意向調査の回答結果**をもとに作成した「**協定書（案）**」等をメール等でお送りします。
内容をご確認いただき、協定締結の可否、協定内容の適否についてご検討をお願いします。



新型コロナ対応実績がなく、かつ、意向調査で締結可能な項目なしと回答いただいた医療機関（未回答機関含む）

協定締結に係る本県の考え方を提示のうえ、**改めて協定締結に関する意向確認**を実施させていただきます。当調査において、協定締結の検討が可能と回答いただいた医療機関については、上記と同じ流れで協議を行います。

特にご確認いただきたい事項について

各協定項目の数値等（第3条関係）

次なる感染症危機に備え、**新型コロナ対応における最大規模と同等**の体制を確保することを念頭に、今回県から提示する協定書案には、**各医療機関に協定締結をお願いしたい内容**として、原則として以下の数値を記載させていただいていますので、ご確認ください。

- ・ **新型コロナ対応実績のある項目**については、県で把握している**各医療機関の最大実績を基にした数値**

※ただし、意向調査において、**新型コロナ対応実績を上回る内容を回答**いただいている場合は、当該**意向調査の回答を基にした数値**

※「特に配慮が必要な患者の病床数」について、**新型コロナ対応実績があるものの、意向調査において病床数の回答がなかった場合には、仮置き数値として「1床」と記載**

- ・ **新型コロナ対応実績のない項目**については、**意向調査の回答を基にした数値**

※「医療人材派遣」のうち「DMAT」「DPAT」については、登録人数（DPATは先遣隊のみ）を記載

有事の際、必要な医療提供体制を迅速・適確に構築するために、本案に沿った協定締結について前向きなご検討をお願いいたします。

協定書案の修正が必要な場合には、回答フォーム（WEB）にて**修正希望の内容と理由**をご回答ください。

特にご確認いただきたい事項について

個人防護具の備蓄（第4条関係）

- ・ 有事の際、国や県の支援体制が整うまでは一定期間を要することから、5品目（サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋）のうち必要なものについて、各医療機関において2カ月分の備蓄をお願いしたいと考えております。
- ・ 協定書案の備蓄していただく数量としては、それぞれの品目について、原則として、先般の**意向調査で回答していただいた2カ月分の使用量**を記載させていただいています。
- ・ ただし、**サージカルマスクと非滅菌手袋**に関して意向調査で回答いただいた数量が著しく少ない場合には、国が示している医療機関種別・規模ごとの平均的な使用量を参考に算出した数量を記載させていただきます。

医療機関の基本情報（その他）

協定書にそのまま記載いたしますので、誤りがないか入念に確認してください。
保険医療機関番号、G-MISID、住所、医療機関名、**管理者氏名（法人の代表者でなく、施設の管理者）**

協定締結に関する問い合わせ先

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課医療検査体制対策室 医療機関支援第一係、第二係

電話 058-272-1111 内線 3344、3345

メールアドレス kansen-kyotei@govt.pref.gifu.jp

本説明会の資料等の掲載先

岐阜県公式ホームページ 医療措置協定等に関する情報

URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/326175.html>